

## 御所市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況の公表

令和3年10月1日

御所市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）に基づき「特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、御所市における女性の活躍状況を公表いたします。

### 1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33（令和3）年3月31日までの5年間。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の実績

① 平成32（令和2）年度までに、女性職員の採用割合を38.1%（H26・H27・H28の3ヶ年度平均）より引き上げ、40%以上にします。

【実績】 平成30年度～令和2年度の女性職員採用割合の平均 56.3%

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		3カ年度平均	
	男	女	男	女	男	女	男	女
採用人数	15		12		21		16	
内訳	男	女	男	女	男	女	男	女
一般事務職	7	1	3	6	7	9	5.7	5.3
土木技術職	0	0	0	0	0	0	0	0
建築技術職	2	0	0	0	0	0	0.7	0
文化財技術職	0	0	0	1	0	0	0	0.3
保育士・幼稚園教諭	2	2	0	2	0	4	0.7	2.7
社会福祉士	0	0	0	0	0	0	0	0
保健師	0	1	0	0	0	1	0	0.7
計	11	4	3	9	7	14	7	9
割合	73.3%	26.7%	25.0%	75.0%	33.3%	66.7%	43.8%	56.3%

② 平成32（令和2）年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績 22.4%より引き上げ 30%以上にします。

【実績】 平成30年度 24.3%、平成31（令和元）年度 23.7%、  
令和2年度 22.9%

	平成30年度				平成31（令和元）年度				令和2年度						
	全体	男		女		全体	男		女		全体	男		女	
		人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合
部長級	13	12	92.3%	1	7.7%	14	13	92.9%	1	7.1%	12	11	91.7%	1	8.3%
課長級	49	35	71.4%	14	28.6%	50	36	72.0%	14	28.0%	52	38	73.1%	14	26.9%
課長補佐級	12	9	75.0%	3	25.0%	12	9	75.0%	3	25.0%	6	5	83.3%	1	16.7%
合計	74	56	75.7%	18	24.3%	76	58	76.3%	18	23.7%	70	54	77.1%	16	22.9%

③ 平成32（令和2）年度までに、男性職員の育児休業取得者を2人以上にします。

【実績】 H28年度 1人、R2年度 1人

④ 平成32（令和2）年度までに、一人当たりの年次有給休暇の取得日数を10日以上にします。

【実績】 平成30年度 11.6日、平成31（令和元）年度 10.8日、  
令和2年度 9.9日

	平成30年度	平成31（令和元）年度	令和2年度
取得年休数〔日〕	3993	3683	3440
職員数〔人〕	344	341	348
平均年休取得日数	11.6	10.8	9.9

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

①平成29年度から、女性が活躍できる場であることを紹介するホームページやパンフレットを作成し、大学等に積極的なPRを行います。

【取組実績】平成29年度から、ポスターやYoutubeで職員採用情報を広報しました。

②平成28年度から、女性職員を対象とした外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣します。

【取組実績】平成28年度から令和2年度までに

市町村アカデミー 男性2名 女性4名

全国市町村国際文化研修所 男性11名 女性2名

全国建設研修センター 男性1名 を派遣しました。

③平成29年度から、組織として、イクメン・イクボス宣言等男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げ、男性職員の育休や看護休暇の積極的な取得を促します。

【取組実績】庁内LANに案内を掲載し啓発しました。

④年次有給休暇の取得を促進するため、職務遂行体制や業務配分の見直しを行うとともに、職員の年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的な年次有給休暇の取得、特に所属長が率先して年次有給休暇を取得するよう促すなど、年次有給休暇を取りやすい環境づくりに努めます。

【取組実績】平成31年度以降、5日以上年次有給休暇を取得するよう、全庁的に案内しました。

以上